

令和6年第7回矢掛町議会第4回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和6年12月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前11時53分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 総務防災課長    | 堀 賢 一   |
| 企 画 課 長     | 稲 田 欽 也 | 財 政 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長   | 妹 尾 一 正 |
| 健康推進課長      | 小 川 公 一 | こどもみらい課長  | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長      | 片 岡 崇   | 産業観光課長    | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長    | 平 井 勝 志 |
| 教 育 課 長     | 稲 田 由紀子 | 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 |
| 建設課・教育課参事   | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 |
| 財 政 課 主 幹   | 石 井 亮太郎 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第71号 岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について

議案第72号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第74号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第75号 矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第76号 矢掛町心身障害者医療費給付条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第77号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第78号 矢掛町保健センター条例制定について

日程第5 議案第79号 賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について

日程第6 議案第80号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

議案第81号 令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第82号 令和6年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第83号 令和6年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第84号 令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第85号 令和6年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第86号 令和6年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り今年も残すところ1か月足らずとなりました。

さて、本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第7回矢掛町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、3番福田京子君と、4番岸野榮治君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（浅野 毅君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日3日から11日までの9日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から11日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（浅野 毅君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

師走に入り、本年も残すところ後僅かになりましたが、本日は、令和6年第7回矢掛町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本年は、矢掛町合併70周年を記念して大変多くの事業、行事が開催されております。11月10日に開催されました秋の一大イベントであります大名行列は、町内外を問わず多くの方々に足をお運びいただき、矢掛町の魅力を十分に感じていただくことができました。

また、11月16日・17日に開催されましたドリーム・ベースボールは、プロ野球界で活躍された選手20名による野球教室や矢掛町選抜チームとの試合、ドリーム抽選会などプレイヤーのみならず観戦された方々も楽しんでいただけたかと思えます。記念事業に御参加いただきました皆様はもとより、開催に当たり御尽力いただきました関係者の皆様はこの場をお借りして心より御礼申し上げます。今後も多くの記念事業が計画されておりますので、町民の皆様の積極的な御参加をよろしくお願いいたします。

さて、本町では、現在、本年度事業を堅調に進めておりますが、これから本格的に新年度の事業計画及び予算編成に取り組んでまいります。地域振興や福祉施策、次世代を担う子どもたちへの施策など町民の皆様のニーズに配慮し、これまでの成果を振り返りながら今後の課題について真摯に向き合い、より良いまちづくりを目指してまいります。また、先の9月議会でお話をさせていただきました国民健康保険税の料金改定につきまして、本議会におきまして改正条例として上程いたしております。

議員の皆様には、活発な議論をお願いいたしますとともに一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回の定例会で御審議いただきます案件は、岡山市町村総合事務組合規約の変更について1件、条例の一部改正及び新規制定について7件、指定管理者の指定について1件、補正予算について7件の計16件でございます。どうか、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、本定例会におきましては一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告は9件でございます。

まず報告第1号、日本語学校開校の延期について、御報告申し上げます。学校法人貝畑学園が、旧矢掛商業高校跡地を活用して日本語学校開校を当初の予定から1年延期して、令和7年4月開校に向けて準備をしておりました。本年10月の文部科学省の認可を待つばかりの状況でありましたが、先般、同学園関係者が来町され、今回は認可とならず継続審査という結果になった旨の報告を受けました。

継続審査とは、可とすべき要件が完全に備えられていないが短期的には是正することが可能と期待される学校を継続して再審査するということでございます。今後は、文部科学省から指摘された点を早急に是正し、令和7年10月開校を目指し、再申請を行うとのことです。

令和7年4月開校がかなわなかったことについては非常に残念ではございますが、認可以外の点においては順調に準備が進められているとの言葉をいただいておりますので、町としても期待をしながら見守っていきたいと思っております。

報告第2号、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区防災計画の策定について、御報告申し上げます。昨今、地球規模での温暖化の影響により毎年のように日本各地で甚大な風水害が発生しており、矢掛町においても平成30年の西日本豪雨災害では大きな被害が出ました。また、令和6年1月に発生した能登半島地震では震災への危機感を更に高めました。

そして、木造建築物が密集する保存地区では、火災が発生すれば被害が拡大することが容易に予測されます。このようなさまざまな災害から、矢掛宿伝統的建造物群保存地区にお住まいの方々、来訪者の方々の生命・財産を守り、加えて文化財としての価値を守ることを目的として、このたび矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区防災計画を策定いたしました。計画書をお手許に配付させていただいておりますので、詳細につきましてはそれぞれ御確認いただければと存じます。

議員の皆様におかれましては、伝建制度運用に引き続き、御理解とお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして報告第3号、矢中矢高合同部活動構想について、御報告申し上げます。矢掛で育つ子どもたちの希望をかなえる持続的なまちづくりのために、中高合同部活動によるやかげ型地域クラブ移行を令和7年4月からの開始を目指して準備を進めております。

近年生徒数が減少する中で、中学校の部活動の維持が困難になり選択肢が減っています。子どもたちのやりたいをかなえる環境を確保していくことが責務であると捉えており、その中でも特に中学生の部

活動の維持が喫緊の課題であると強く感じております。

文部科学省は、学校部活動の地域連携・地域移行の施策を推進しております。特に、令和7年度までを改革推進期間として可能な限り早期の実現を目指しており、全国の各市町村において課題となっております。これら2つの課題の解決にあたり本町と包括連携協定を本年6月に締結している県立矢掛高等学校へ連携協力を申し入れ、快諾をいただきました。

そしてこのたび、矢掛町、矢掛高等学校、矢掛中学校、そしてNPO法人やかげスポーツクラブの相互連携による矢中矢高合同部活動構想を立ち上げました。当事業は、やかげスポーツクラブが運営主体となり、事務局として合同部活動の運営管理を担い、本町は、財政支援及び人的支援を行います。矢掛中学校生徒は、やかげスポーツクラブに入会し、クラブ員として活動します。その活動のフィールドとして矢掛高等学校の部活動を利用させていただき、中高生が一緒に活動します。中学生は、矢掛高等学校で現在行われている全ての部活動を選択することが可能となります。

本構想は、町立中学校と県立高校が連携するという全国でも類を見ないやかげ型の事例としてスポーツ庁や県教育委員会からも注目されています。地域の子どもたちが地域でやりたいことを地域の力でかなえる新しいかたちの部活動の実現に向けて準備を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、本構想につきましては、12月10日発行の広報やかげ12月号に掲載させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告第4号、令和7年矢掛町二十歳のつどいの開催について、御報告申し上げます。人生の節目に改めて大人の自覚を促し、新しい門出を祝福することを目的に令和7年矢掛町二十歳のつどいを令和7年1月12日日曜日午前10時からやかげ文化センターで開催いたします。

該当者は、11月7日現在で男性63名、女性65名の計128名でございます。二十歳のつどいの実施につきましては、該当者の中から実行委員会を立ち上げ、式の厳粛さを大切にしたい企画立案及び当日の運営進行を行います。議員の皆様には、新春早々、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

報告第5号、おかやま矢掛マルシェの開催について、御報告申し上げます。矢掛町では歴史や自然等のすばらしい資源を活かしたまちづくりを進め、全国に向けて矢掛町の魅力を発信することで、移住、定住、交流の促進に努力しております。

そのひとつとして、おかやま矢掛マルシェを開催いたします。日時は、令和7年1月18日の土曜日、1月19日の日曜日の2日間で、場所は、東京新宿にあります新宿高島屋でございます。このイベントを通じて、やかげの匠登録店による特産品や産地化を目指しておりますイタリア野菜の販売のほか観光情報を広く首都圏の皆様にお知らせいたします。

矢掛町の魅力を発信し、観光誘客の促進、移住定住、交流拡大につなげていきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、在京のお知り合いの皆様にもお知らせいただき御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして報告第6号、矢掛町合併70周年記念岡山県立矢掛高等学校石垣保存事業合同寄贈式について、御報告申し上げます。このたび、矢掛町合併70周年の記念事業といたしまして、地域の宝であり、文化財級の価値があります矢掛高校の石垣保存事業に対しまして、株式会社中国銀行の取引先との連携協力により、SDGs私募債地域応援型の手数料の一部を中国銀行と町内企業4社の連名で寄贈されることとなり、来年1月21日火曜日午前11時から矢掛高校内ユネスコサロンForestで寄贈式が開

催されることになりました。矢掛町と矢掛高校の連携協力に関する包括協定を本年6月に締結したことを背景に、町を通じて、矢掛高校が計画しておりました石垣の保存のミッションの達成と中国銀行のまちづくりに対する思いがつながったものと考えております。今後も、矢掛高校の魅力づくりや地域社会との交流の推進、町の活性化に向けた取組をしっかりと行ってまいりますので、よろしくお願いします。

報告第7号、出初式の開催について、御報告申し上げます。新春の恒例行事であります矢掛町消防出初式を来年1月26日日曜日、やかげ文化センターにおいて挙行いたします。開催時間は改めて御案内させていただきます。この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付をはじめ、消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈などを行うことにしております。議員の皆様には、御臨席賜りますよう、よろしくお願いいたします。

報告第8号、矢掛町合併70周年記念第37回矢掛本陣マラソン大会の開催について、御報告申し上げます。例年開催しております矢掛本陣マラソン大会は、今年度も矢掛町民を対象としたマラソン大会として、来年2月16日日曜日午前8時30分から矢掛町役場庁舎前をメイン会場に矢掛商店街をコースとして開催いたします。

参加対象者は町内に在住、在勤、在学の方とし、矢掛町役場庁舎東側道路をスタートし、ゴールは役場庁舎前として、4.8キロメートルの姫様コース、2.5キロメートルの若様コースの2コース、10部門を設け日々変化する歴史ある街並みの中、ランナーの健脚を競います。議員の皆様には、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席いただき、ランナーへの温かい応援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

報告第9号、ふれあいのつどいの開催について、御報告申し上げます。お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、ふれあい会館の講座生によります成果発表と人権啓発の一環として来年2月22日土曜日、やかげ文化センターにおきまして、ふれあいのつどいを開催いたします。ロビーにおきまして、午前10時から講座生の作品展示を行い、ホールでは午後1時から講座生の舞台発表を行います。また、午後2時から同ホールで、講師として作家・僧侶の家田莊子さんをお招きし、“一緒に生きていこう～あなたの愛を求めています～”と題しまして、講演会を開催いたします。

家田さんは、日本大学芸術学部放送学科を卒業後、女優・OL・セールスレディ等、10以上の職業を経験され、作家になりました。数多くの作品を発表されていますが、真実を伝えるノンフィクション作品に定評があります。また、2007年11月3日に高野山大学にて伝法灌頂を受け、僧侶としても活動されています。今回は、今までの豊富な人生経験を織り交ぜた貴重な講演会となっております。

当日は、手話通訳と要約筆記を御用意しておりますので、聴覚障害をお持ちの方もぜひ御来場いただきたいと思います。なお、入場料は無料ですのでお誘い合わせの上、御来場ください。議員の皆様には、講座生の発表と併せまして御聴講いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

**〇議長（浅野 毅君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。次に、請願の提出がありましたので、請願文書表のとおり配付しております。更に、持参による陳情の提出があ

りましたので、陳情文書表のとおり配付しております。そして、郵送による陳情の提出もありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御確認下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第71号 岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について

議案第72号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第74号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第75号 矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第76号 矢掛町心身障害者医療費給付条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第77号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第78号 矢掛町保健センター条例制定について

○議長（浅野 毅君） 日程第4、議案第71号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について1件、議案第72号から議案第78号までの条例制定・改正案件7件の計8件を一括議題といたします。それぞれ執行部に提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） 日程第4、それでは、議案第71号から議案第78号までにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

まずは、議案第71号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更についてでございますが、本町が加入いたしております岡山市町村総合事務組合から、令和7年3月31日をもって和気北部衛生施設組合が脱退することを承認するとともに同組合規約の変更が必要になったことを受けて、地方自治法第290条の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第72号から議案第78号までの条例の一部改正及び条例制定に関するものでございますが、いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものであります。

まず、議案第72号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は令和6年度人事院勧告に基づき、岡山市人事委員会勧告を参考として、給料表、期末勤勉手当の支給割合等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第73号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、現在、B&G海洋センターに建設中のトレーニング場の名称を“フィットネスルーム”とし、使用料を定めるものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 74 号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わることに伴う文言の整理と小児医療費無償化期間を延長するものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 75 号、矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、ひとり親家庭等医療費給付条例準則の一部改正に伴い、受給資格証の更新に関する規定の追加とマイナ保険証を基本とする運用に移行となることに伴い、文言の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 76 号、矢掛町心身障害者医療費給付条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、岡山県心身障害者医療費給付条例準則の一部改正に伴い、心身障害者医療費公費負担制度の対象者に令和 7 年度から精神障害者を追加することに加え、条例名称変更等を行うものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 77 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率等の変更を行うものでございます。

矢掛町では平成 20 年度から 17 年間、国民健康保険の保険税の税率を据え置き、収支不足は、全額国民健康保険の基金を取り崩して対応してまいりました。しかし、国民健康保険の財政は、高齢化の進展等による 1 人当たりの医療費の増加、被保険者数の減少といった構造的な課題を抱えており、大幅な収支不足が続く厳しい状況が今後も見込まれております。

持続可能な保険制度とするために、基金を計画的に活用して物価高騰の状況で町民の皆様の負担を抑制した上で、令和 7 年度、令和 8 年度と段階的に国民健康保険の税率の改定をやむを得ず行うものであります。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第 78 号、矢掛町保健センター条例制定についてでございますが、この条例は、地域保健法第 18 条の規定による市町村保健センターを新たに設置することに伴い、必要な事項を定めるとともに現行の矢掛町健康管理センターを廃止するものでございます。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 次に、詳細な内容の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） それでは、議案第 71 号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合同約の変更について、御説明を申し上げます。

議案を御覧いただいておりますと思いますが、本文にございますように、令和 7 年 3 月 31 日をもって和気北部衛生施設組合が解散することに伴いまして、総合事務組合を脱退することを承認していただくとともにそれに伴う組合同約の変更を行うものでございます。

一枚おめくりいただきまして、本文にございますように、解散脱退する和気北部衛生施設組合を、組

職名が記載してある別表第1並びに共同処理する事務が記載してございます別表第2から削るものでございます。実質的には、和気赤磐し尿処理施設一部事務組合と和気北部衛生施設組合の二組合が一組合に統合されます。和気・赤磐環境衛生施設組合に名称を変更するものとなります。

附則といたしまして、この改正は令和7年4月1日から適用させていただくものでございます。

なお、この議案につきましては、現在総合事務組合に加入している全ての市町村、それから一部事務組合で議決いただきまして、その後、県知事の許可を受けて規約変更という流れになってございます。

議案第71号の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第72号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明をさせていただきます。

一枚おめくりいただきまして改正文でございます。ちょっと長うございます。

このたびの改正は人事院勧告などに基づく給与関係条例をそれぞれ行ってまいります。具体的には、第1条及び第2条において矢掛町職員給与条例を、第3条で矢掛町一般職の任期付き職員の採用に関する条例を改正するものでございますけれども、説明のほうは資料のほうでさせていただきたいと存じますので、大変恐縮ですが資料番号1番を御覧いただきたいと存じます。

表紙をおめくりいただきまして1ページで一番上段です。1として人勧に対する経緯及び考え方というたしまして、平成26年度の人事院勧告以降、給料表及びボーナスは国に準拠する方針で来ているということから今回も同様とし、次の2の令和6年度人事院勧告の内容骨子にございますように①給料表の引上げ改定、②ボーナス引上げ改定を一般職員は0.1月分引き上げることなどを行うもので、本町もそれに合わせ改正を行うものでございます。これに伴います予算につきましては、補正予算(第4号)でこの後出てまいります。提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず第1条で、矢掛町職員給与条例の改正で内容的に2点ございます。1つ目が(1)の給料表の改定で1級は平均10.1パーセント、2級は平均6.5パーセント、3級は平均4.0パーセントなど級によって差はございますけれども平均改定給与率は矢掛町の場合は3.9パーセントとなりまして、特に若手職員ですね、この方々が引き上げされる内容となっております。なお、大学卒の初任給では2万3,800円の引上げとなります。

2つ目が、(2)としまして令和6年度——今年度の12月期末勤勉手当の支給割合の改定でございます。①といたしまして、期末を0.05月増やして1.275月分、勤勉を0.05月増やして1.075月分。②といたしまして、再任用職員が期末を0.025月増の0.7125月分、勤勉を0.025月分増やして0.5175月分とするものでございます。結果、期末手当を合わせまして、一般職員が年間4.6月、再任用職員が2.4月となるものでございます。

(3)の施行は公布の日からとさせていただいて、適用につきましては、(2)の期末勤勉手当の改正につきましてはこの12月1日から適用とさせていただき、(1)の給料表の改正につきましては今年の4月1日に遡って適用とさせていただくことになります。

第2条も矢掛町職員給与条例の一部改正で、前の第1条では令和6年度12月の期末勤勉手当の支給割合を改定するものでしたが、第2条では令和7年度以降の期末手当、それから勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

資料の下段になりますけれども、内容といたしまして、第1条で説明しましたように令和6年度分——今年度分については、12月に支給する期末勤勉手当を一般職員0.1月、再任用職員を0.05月分増

やしましたが、7年度以降につきましては、それを6月と12月の期末・勤勉手当それぞれに均等に振り分けまして、それぞれ期末手当を1.25月分、それから勤勉手当を1.05月分とし、年間では4.6月分に改正するものでございます。再任用職員につきましても、同様に6月・12月に均等に配分して支給するものでございます。

次に第3条が、矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正でございまして、現在、該当者は本町にはおられません。令和6年度分から給料表の改定と期末手当を年間0.05月分増とするものでございます。

大変長くなりました。すみませんでした。

以上で、議案第72号の説明とさせていただきますと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 教育課長。

○教育課長（稲田由紀子君） 議案第73号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

今回の改正は、現在、B&G海洋センターへ建設中のトレーニング場の名称をフィットネスルームとし、使用料を定めるものです。

内容は資料で説明させていただきますので、資料番号2を御覧ください。一枚おめくりください。新旧対照表となっています。B&G海洋センター使用料について、矢掛町B&G海洋センター条例別表で定めています。右の表が改正前、左の表が改正後を示しております。

この別表を分かりやすくまとめたものが次のページにありますので、一枚おめくりいただきまして2ページをお開きください。矢掛町B&G海洋センター使用料（別表）です。左が改正前、右が改正後を示しており、改正箇所を赤字にしております。別表には、1 体育館、2 プール、3 舟艇の使用料を定めており、体育館と舟艇の使用料に変更はございません。

2 プールの項目にフィットネスルームを追加し、従来のプールの使用時間、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後5時30分から午後9時までの間、同じ使用料金で併用して使用できるとするものです。

フィットネスルームの使用料金について、町内の者で高校生以上250円、中学生以下150円という設定価格は、近隣の施設と比較しても安い価格となっております。それに加え、使用時間の区分においてフィットネスルームとプールを併用できるようにしております。そして、法人区分を追加し、年間を通じて使用することのできる法人利用カードを4枚発行するものです。使用料の金額は、ファミリー利用カードの2倍とし3万円と設定しております。また、備考7にありますように、小学生以下はフィットネスルームの使用を不可としています。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（楠木貴子君） 議案第74号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。今回の改正は2点ございます。

1点目は、第7条になりますが、小児が療養を受けようとする時、医療機関等に対してこれまでは受

給資格者証と健康保険証を提示していたものを、健康保険証については電子資格確認、いわゆるマイナンバーカード等により資格確認を受けることとしています。

2点目は、附則第2項の受給資格者の特例についての改正でございます。小児医療費の受給資格者は、特例として満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者としております。この措置は今年度末で終了することになっておりますものを、今回の改正により令和10年3月31日まで3年間延長するものでございます。満18歳までの医療費無償化は、平成28年度から実施しておりまして今年度9年目となりますが、子育て世帯の経済的支援という観点から期限を3年間延長し、令和10年3月31日までとするものでございます。施行期日は公布の日からでございます。

続きまして議案第75号、矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。今回の改正は、ひとり親家庭等医療費給付条例準則の一部改正によるものでございます。改正内容につきましては、資料番号3の新旧対照表により説明させていただきます。資料3を御覧ください。

資料の1ページを御覧ください。まず、第6条第4項ですが、“ひとり親から受給資格証の更新申請があった場合、町が、資格があると認めたときは受給資格証の更新を行うもの”と追加、同じく第5項で“町が、医療費の給付を受ける資格があると認めたときは職権により受給資格証を更新することができる”と追加するものでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。第9条ですが、マイナ保険証を基本とする仕組みに変更することに伴う規定の整備と文言の整理を行うものでございます。これにより、第9条のただし書が削られるため、第4条の“第9条ただし書”の文言が削除されることになります。

最後に、改正条例の施行期日は令和7年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。

〇議長（浅野 毅君） 福祉介護課長。

〇福祉介護課長（片岡 崇君） それでは、議案第76号、矢掛町心身障害者医療費給付条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明をさせていただきます。改正内容につきましては、資料4の新旧対照表により説明させていただきます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。こちらは、矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。このたびの大きな改正点といたしまして、受給資格者に精神障害者を追加したことから、題名を“心身障害者”の“心身”を削り、“矢掛町障害者医療費給付条例”に改正しています。

また、第3条第1項第4号に受給資格者に精神障害者を追加し、対象は精神障害者保健福祉手帳1級及び精神通院に係る自立支援医療精神通院受給者証の両方を所持する者としております。2ページを御覧ください。同条第2項第4号では、追加した精神障害者への受給資格者とならない条件を明記しております。

次に、第4条の医療費の範囲では、改正前“食事療養及び生活療養を除く”としていましたが、このたびの改正でこれに加え、“精神疾患による入院に係る療養であって障害者医療費給付条例施行規則に定められるものを除く”としております。

3ページ目を御覧ください。ページの下段から次ページにかけて説明させていただきます。第6条第

2 項では受給資格証の有効期間を明記し、手帳の期間は、身体・知的の場合は、再認定又は判定年月。精神障害者の場合は、手帳の有効期間のそれぞれ末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日としております。次に、第6条第5項では受給資格証の更新について、職権による更新も可能としております。

続いて、第9条では、療養を受けようとする時、医療機関等に対してこれまでは受給資格証と健康保険証を提示していたものを、健康保険証については電子資格確認、いわゆるマイナンバーカード等により資格確認を受けることとしています。

5 ページを御覧ください。続いて第17条では、入院中の受給資格の特例として、精神疾患による入院中に自立支援医療受給者証の有効期限の末日を過ぎ、受給資格証の更新ができなかった場合の取扱いについて、当該療養期間に限り受給資格をみなすこととしています。その他の条項の改正は、文言等軽微な改正なので説明は省略させていただきます。

続いて6 ページを御覧ください。こちらは、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。先ほど説明した矢掛町心身障害者医療費給付条例の題名を矢掛町障害者医療費給付条例に変更したため、別表第1と別表第2も同様の改正を行っております。

それでは議案に戻っていただきまして、3 ページ、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中9条、見出しを含む改正規定は公布の日から施行します。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 税務課長。

○税務課長（妹尾一正君） それでは、議案第77号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

このたびの条例制定は、町長の提案説明にありましており、国民健康保険の財政状況が非常に厳しく、国民健康保険事業の健全な運営を図るために税率等の変更について改正を行うものでございます。なお、令和7年度から国税の税率改正を行うものでございますが、令和7年度につきましては経過措置といたしまして、急激な保険税の上昇をできるだけ回避し、段階的に変更するために1年間の特例の税率を設定するものでございます。

説明は、資料で行いますので、資料番号5を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、1 ページの矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

1の主な改正箇所の表を御覧ください。まず、第3条から第5条まで、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、いわゆる医療分について定めています。第3条第1項では、医療分の所得割について税率を6.6パーセントから9.6パーセントに改めるものですが、経過措置といたしまして、表の一番右の欄に記載のとおり令和7年度につきましては8.1パーセントとするものでございます。第4条では、医療分の被保険者均等割額を2万600円から3万4,300円に改めるものですが、経過措置といたしまして、令和7年度につきましては2万8,900円とするものでございます。第5条第1号では、医療分の世帯別平等割額を1万6,000円から2万100円に改めるものでございますが、経過措置といたしまして令和7年度につきましては1万7,700円とするものです。また、同条第2号では特定世帯、同条第3号で特定継続世帯の平等割額について、それぞれ定めております。以下、支援金分においても同様となります。

続きまして、第6条から第7条の2で後期高齢者支援金等課税額、いわゆる支援分について定めてい

ます。第6条では、支援分の所得割について税率を2.7パーセントから4.0パーセントに改めるものですが、経過措置といたしまして、令和7年度につきましては3.1パーセントとするものです。第7条では、支援金分の被保険者均等割額を7,500円から1万4,200円に改めるものですが、経過措置といたしまして、令和7年度につきましては1万1,200円とするものです。第7条の2では、支援分の世帯割平等割額を6,200円から8,300円に改めるものですが、経過措置といたしまして、令和7年度につきましては6,800円とするものです。

第8条から第9条の2で介護納付金課税被保険者に係るもの、いわゆる介護分について定めています。第8条では、介護分の所得割について、税率を1.9パーセントから2.6パーセントに改めるものですが、経過措置といたしまして、令和7年度につきましては2.4パーセントとするものです。第9条では、介護分の被保険者均等割額を7,500円から1万700円に改めるものですが、経過措置といたしまして、令和7年度につきましては1万円とするものです。第9条の2では、介護分の世帯別平等割額を4,500円から4,900円に改めるものですが、経過措置といたしまして、令和7年度につきましては4,700円とするものです。

第23条第1項から第3号に、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置である7割、5割、2割のそれぞれの軽減額を定めており、附則第3条で、令和7年度の経過措置を規定しております。また、同条第2項第1号に医療分の未就学児の被保険者均等割の軽減額を、同条同項第2号に支援分の未就学児の被保険者均等割の軽減額を定めており、附則第3条で令和7年度の軽減額を規定しています。

次に、2施行期日でございますが、附則第1条により令和7年4月1日から施行するものでございます。なお、令和7年8月の本算定、第3期分からの適用となります。

次に、一ページおめくりいただきまして、国民健康保険税の税額の改定による影響を2ページのモデルケースで御説明いたします。

資料上段の①と②では単身世帯での7割軽減の場合、資料中段の③では70代夫婦二人暮らしの5割軽減の場合、④では70代夫婦二人暮らしの2割軽減の場合のそれぞれのモデルケースについて、令和6年度、また、経過措置を行います令和7年度及び令和8年度からの国民健康保険税の軽減後の年税額をお示ししており、資料下段の⑤では40代夫婦と中学生お一人を想定し、軽減が無い場合のモデルケースについて同様にお示ししております。

それぞれのモデルケースで、世帯構成、収入により、令和6年度と令和7年度、令和8年度からの税率で試算し、令和6年度と比較しての増減額をまとめたものですので御参照ください。

また、一枚おめくりいただきまして3ページには新旧対照表も添付しております。下線をしております箇所が改正部分でございますので御参照ください。なお、内容につきましては重複いたしますので、御説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長（浅野 毅君） 健康推進課長。

〇健康推進課長（小川公一君） 議案第78号、矢掛町保健センター条例制定について、御説明申し上げます。説明は資料で行いますので、資料番号6を御覧ください。

一枚おめくりいただきまして、資料の1ページを御覧ください。1の制定理由でございますが、地域保健法第18条に基づく市町村保健センターを開設するためでございます。今年度、健康管理センターの大規模改修工事を行っておりますが、工事完了後は地域保健法に基づく保健センターとして施設の運用

を開始する予定でございます。

次に2の内容でございますが、表は一番左から本則条項、標題、内容となっております、条例の条ごとの標題と内容を記載しております。

まず第1条は、設置についてでございます。町民の生活に密着した保健サービスを総合的に実施し、町民の健康づくりを推進するため、保健センターを設置するとしております。

次に第2条は、名称及び位置でございます。名称は、矢掛町保健センター、位置は、矢掛町矢掛 2977 番地1としております。

次に第3条は、事業でございます。事業は、健康相談、保健指導、健康診査、その他地域保健に関し必要な事業で地域保健法に基づき市町村保健センターで実施する事業でございます。

次に第4条は、職員でございます。保健センターに所長と必要な職員を置くとしております。

第5条は、使用の許可でございます。第1条の設置目的達成のため保健センターを使用できる旨、そして、第3条の事業に支障のない限り、第1条の目的以外でも保健センターを使用できる旨を規定しております。

第6条は、許可の制限でございます。公益を害する恐れがある場合や建物や設備を破損する恐れがある場合、管理上支障がある場合は使用の許可をしないことができる旨を定めております。

第7条は、使用の取消し等でございます。条例や規則に違反したり使用許可条件に違反したりした時は、使用を取消し又は使用を制限することがある旨を定めております。

第8条は、使用料でございます。資料の次のページの2ページの別表を御覧ください。別表のほうは、左から使用区分、使用者の区分、使用料の区分となっております、使用料の区分の欄は更に3つ分かれて左から室名、使用料、冷暖房使用料となっております。一番左の使用区分の欄は、1が設置条例第1条に掲げる目的に使用する場合と、2として上記1の使用区分以外に使用する場合の2つの区分に分けております。左から2番目の使用者の区分は、使用者が町内に住所を有する者、使用者が町外に住所を有する者、町や県の機関・国や地方公共団体の3つに区分しており、使用区分と使用者の区分により部屋ごとの使用料を分けております。

各部屋の使用料ですが、設置条例第1条に限る目的に使用する場合であって使用者が町内に住所を有するものである場合は、室内ごとの使用料は全て無料としております。次に、使用者が町外に住所を有する者である場合は、栄養指導室が1時間2,600円、保健指導室が1時間300円、ふれあいルームが使用する部屋の広さごとに1時間300円から900円、健康サポートルームは無料としております。次に、町や県の機関・国や地方公共団体の場合は、栄養指導室、保健指導室、ふれあいルームについて無料としております。

なお、栄養指導室は、第1条の設置目的以外での使用はできません。また、栄養指導室は、農村環境改善センターや公民館などほかの施設が使用できない場合であって町長が認める場合に使用することができることとなっており、これは従前の健康管理センター設置条例の取扱いと同じでございます。

また、健康サポートルームは、運動機器を設置する部屋でございます、使用できるのは中学生以上で使用時間は2時間を限度としております。

今回、新たに整備いたしました健康サポートルームは、床面積が62平米程度で従前のトレーニングルームの3分1程度の広さでございます。以前に設置しておりました運動機器は、全て海洋センターのフィットネスルームに設置し、健康サポートルームにはトレッドミル3台とウォーキングバイク3台の計

6 台を購入し、町内居住者・町外居住者全て無料でスタートする予定でございます。

次に、別表の下半分、上記 1 の使用区分以外に使用する場合がありますが、これは設置条例第 1 条に限る目的以外に使用する場合ということでございます。使用者が町内に住所を有する者である場合は、保健指導室が 1 時間 300 円、ふれあいルームが使用する部屋の広さごとに 1 時間 300 円から 900 円としております。次に、使用者が町外に住所を有する者である場合は、保健指導室が 1 時間 600 円、ふれあいルームが使用する部屋の広さごとに 1 時間 600 円から 1,800 円としております。次に、町や県の機関・国や地方公共団体の場合は、栄養指導室、保健指導室、ふれあいルームについて無料としております。

別表の一番右側の冷暖房使用料につきましては、第 1 条の設置目的のために使用する場合であって、使用者が町内に住所を有する者である場合は無料、使用者が町外に住所を有する者である場合は、健康サポートルームは無料ですが、それ以外の部屋は 1 時間当たり 300 円としています。次に、上記 1 の使用区分以外に使用する場合は冷暖房使用料は、1 時間当たり 300 円としております。なお、町や県の機関・国や地方公共団体の冷暖房使用料は全て無料としております。

別表については、以上でございます。

前のページ、1 ページにお戻りください。表の下から 4 番目、第 9 条ですが、使用料の還付でございます。使用料の還付は原則行いませんが、規則で定める特別の事情がある場合には還付いたします。規則で定める特別の事情は、災害等の不可抗力による場合、施設が閉館するなど使用者の責に帰さない事情の場合、3 日前までに使用を取り消した場合で、その取消しの理由が相当であると認めた場合については全額を還付、前日までに使用を取り消した場合で、その理由が相当であると認めた場合は半額を還付することとします。

次に第 10 条は、特別施設の設置でございます。使用する部屋に使用者が、特別の施設を設置する必要がある場合には、事前に申請し、許可を受ける必要がございます。

次に第 11 条は、原状回復の義務でございます。使用後はその場所や設備を原状に復しなければならないというものでございます。

第 12 条は、損害賠償でございます。施設や設備について、使用者の責任で器具等を損傷又は滅した場合は、原状に戻して損害を賠償していただきます。

次のページ、2 ページを御覧ください。第 13 条は、目的外使用等の禁止でございます。使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならないというものでございます。

第 14 条は、職員の立入りでございます。使用者は、職員が職務執行のために立ち入る場合、拒否することはできません。

第 15 条は、委任規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は別に定めとするものでございます。

次に、附則内容でございます。まず第 1 項が、この条例の施行期日で、令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。次に第 2 項は、矢掛町健康管理センター設置条例の廃止ということで、この附則により矢掛町健康管理センター設置条例を廃止しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

日程第 5 議案第 79 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管

理者の指定について

**○議長（浅野 毅君）** 次に日程第 5、議案第 79 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は議員の自己の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき、地方自治法第 117 条の規定により除斥に該当すると認められますので、土田正雄君の退場を求めます。

〔12 番 土田正雄君 退場〕

**○議長（浅野 毅君）** それでは、議案第 79 号の提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第 79 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定する団体は、現在の指定管理者であります株式会社やかげ宿で、期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 次に、詳細な内容の説明を求めます。産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、議案第 79 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について説明申し上げます。資料で説明させていただきますので資料番号 7 を御覧ください。

一枚おめくりいただきまして、指定管理者を指定する施設は、⑦指定管理料の欄にあります、賑わいのまちやかげ宿創出施設のやかげ町家交流館、同じく賑わいのまちやかげ宿創出施設のやかげ西町イベント広場及び道の駅山陽道やかげ宿でございます。

これらの施設は令和 7 年 3 月 31 日をもって現在の指定期間が満了することから、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年における指定管理者について、9 月 12 日から 27 日までの間公募を行ったところ 1 社のみ株式会社やかげ宿から応募があり、10 月 17 日の選定委員会において株式会社やかげ宿を指定管理者の候補者として選定いたしました。

指定管理料、指定管理者が行う業務につきましては、資料に記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

なお、指定管理料につきましては、職員 1 名の増と賃金のベースアップによる人件費の増額及び昨今の物価高騰による光熱水費等の増額により、やかげ町家交流館と道の駅山陽道やかげ宿は増額としております。また、基本協定書については、剰余金の取扱いについての項目を新たに追加し、締結する予定としております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの提案理由の説明並びに担当課長からの説明が終わりました。土田正雄君の入場をお願いいたします。

〔12 番 土田正雄君 入場〕

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで 15 分程度休憩いたしたいと思



ますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、10 時 55 分まで休憩いたします。休憩。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 54 分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 6 議案第 80 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 81 号 令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 82 号 令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 83 号 令和 6 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 84 号 令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 85 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 86 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（浅野 毅君） 日程第 6、議案第 80 号から議案第 86 号までの補正予算案件 7 件を一括議題といたします。それぞれ執行部に提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） 日程第 6、それでは、議案第 80 号から議案第 86 号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。なお、議案第 80 号から議案第 82 号までの一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第 218 条第 1 項の規定、議案第 83 号から議案第 86 号までの矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第 80 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございますが、今回の補正額は 2 億 600 万円で、補正後の予算総額は 109 億 700 万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、教育費へ、矢掛高校魅力化のための PR の一環として、矢掛駅のネーミングライツを取得し、“矢掛高校前駅”としてより一層の周知を図るため所要の経費を計上しております。次に、農林水産業費へは、矢神毎戸営農組合の行うタマネギ茎葉処理機及びデガー導入に対して補助を行うための経費を計上いたしております。また、総務費へは、総務省の地域活性化起業人制度を活用して企業との連携により専門人材を配置してイタリア野菜の販路拡大等を推進するための経費や、庁舎北側にあります旧法務局の建物について NOSAI 井笠の退去後に行う改修のための経費を計上しております。また民生費では、国により対象が高校生年代まで延長されるなどの改正が行われました児童手当に係る追加経費や放課後児童クラブの基準変更に伴う委託料の増額等の経費を計上いたしております。その他各費目へ本年度の人事院勧告に合わせた給与改定に係る人件費及び事業の進捗によりまして必要となります事業費の追加・調整を計上いたしております。

詳細につきましては、財政課長及び財政課主幹が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 81 号、令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてござい

ますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ 1,100 万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を 16 億 5,100 万円とするものでございます。

主な内容としたしましては、人件費の調整と入院医療費の増加に伴う高額療養費の追加補正のほか、保健事業の実施に伴う事務費等でございます。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 82 号、令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 4,900 万円を減額し、補正後の総額を 21 億 200 万円とするものでございます。また、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 100 万円を増額し、補正後の総額を 2,000 万円とするものでございます。

主な内容としたしましては、人件費の調整と保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みに伴う補正でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 83 号、令和 6 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、主な内容としたしましては、収益的収支につきましては、収入は電子処方箋対応の電算システム改修事業につき補助残に起債を充当するための資本的収支への組替えなど、支出は給与費や各種経費などの実績見込みによる増額分などを計上いたしております。そして、収支の過不足額を調整した結果、特別利益の補正後額 3,230 万円を含めた収入・支出同額の収支均衡予算として計上いたしております。また、資本的収支につきましては、先ほど触れました電算システム改修事業に係る組替えを収入、支出ともに計上いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 84 号、令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、主な内容としたしましては、収益的収支につきましては、収入では補助金収入の増額と特別利益としたしまして退職給付引当金における戻入の減額を、また、支出では人件費や事業費の実績見込みによる経費などの増額でございます。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 85 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、主な内容としたしましては、収益的収支につきましては、実績見込みによります動力費などの増額と職員給与費の調整及び減価償却費の増額などでございます。また、資本的支出につきましては職員給与費の調整でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 86 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、収益的収支につきまして総額での補正額はございませんが、施設管理経費の実績見込み及び職員給与費の調整と起債利子の増額でございます。また、資本的収支につきましても職員給与費の調整と補助事業費の実績見込みによる減額でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が全ての提案理由及び説明でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 次に、詳細な内容の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 80 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）に

ついて御説明申し上げます。今回の補正は2億600万円を増額するものでございます。

まず、歳入につきまして若干説明させていただきますので、概要を御覧ください。概要の一番下、財源内訳のうち上の特定財源については、歳出を事項別明細書で説明する際合わせて説明いたしますので、ここでは、下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源のうち、地方特例交付金は、コロナの影響による固定資産税減税分の補填の今年度分の調整で、地方交付税は財源調整を含めた普通交付税と事業の財源と見込まれる特別交付税でございます。

続きまして、繰越明許費、債務負担行為と地方債の補正がございますので、5ページをお開きください。5ページ、まず第2表繰越明許費でございます。3件でございますが、いずれも本年度中の事業完了が見込めないものとして繰越しを行うものでございます。総務費といたしまして、財産管理事業(旧法務局改修)1,500万円、土木費としまして、狭あい道路整備等促進事業(町道宇山線ほか)4,000万円、災害復旧費としまして、農地農業用施設災害復旧事業(山ノ神池)1,750万円の3件でございます。

続いて、第3表債務負担行為補正でございます。追加5件でございます。まず、イタリア野菜PRパンフレット等作成業務委託、期間は令和6年度から令和7年度までで、限度額は300万円でございます。続いて3件は、施設の指定管理運営委託で、上から賑わいのまちやかげ宿創出施設やかげ町家交流館、賑わいのまちやかげ宿創出施設やかげ西町イベント広場、道の駅山陽道やかげ宿で期間はいずれも令和7年度から令和11年度までで、限度額は順に1億430万円、2,120万円、7,830万円でございます。最後が、かわまちづくり事業ビジターセンター棟建築、期間は令和6年度から令和7年度までで、限度額は8億9,000万円でございます。

続いて、6ページに移りまして、第4表地方債補正でございます。まず、追加が1件でございます。農地農業用施設災害復旧事業で江良地区山ノ神池の災害復旧に充てる補助災害復旧事業債、充当率9割、交付税措置率95パーセントで限度額は540万円でございます。

変更は4件でございます。防災対策事業は、道路防災事業に充てる緊急自然災害防止対策事業債で500万円の増、充当率10割、交付税措置率7割でございます。次の健康管理センター管理事業は、改修工事に伴うネットワーク環境整備に充てる緊急防災減災事業債、充当率10割、交付税措置率7割、130万円の増額でございます。次の道路新設改良事業は、狭あい道路等促進事業に充てるもので過疎対策事業債など650万円の増額でございます。最後のかわまちづくり事業は、工事に係る上下水道負担金ほかに充てるもので過疎対策事業債で1,500万円の増でございます。

私からの説明は以上でございますが、この後事項別明細書及び給与費明細書に基づく説明を財政課主幹が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(浅野 毅君) 財政課主幹。

○財政課主幹(石井亮太郎君) それでは、事項別明細書並びに給与費明細書につきまして御説明申し上げます。

まず、給与費明細書から説明いたしますので66ページをお開きいただきたいと思います。1の特別職ですが、表の下の比較の欄で説明させていただきますので御覧ください。職員数は、その他の特別職が79名の増となっております。この増は、主に衆議院議員総選挙の執行に伴う投開票の管理者・立会人の増等によるものでございます。給与費では、給与改定による期末手当の増及び投開票管理者等の報酬の増などにより、共済費と合わせて合計で155万円の増となっております。

次に2の一般職でございますが、(1)の総括の比較の欄を御覧いただきまして、職員数については上段の常勤職員で0.7名の増、下段括弧内の短時間勤務職員等の数が0.6名の増となっておりますが、これは採用・退職等の職員の異動によるものでございます。給与費では、その内訳のうち職員の報酬におきましては、短時間勤務の会計年度職員においても正職員同様の給与改定を行うことに伴い1,350万円の増となっております。

職員の給料につきましては、給与改定及び昇給に伴います増と職員の異動その他による減を合わせまして1,560万7,000円の増となっております。職員手当につきましても、給与改定に伴う勤勉手当の増や異動その他に伴い、合計で1,639万1,000円の増となっており、その下、職員手当の内訳の表に内訳を載せております。給与費と共済費を合わせ、一般職では合計で5,967万8000円の増となっております。

次の67ページでは、(1)総括につきまして、ア会計年度任用職員以外の職員と、イ会計年度任用職員それぞれの内訳を載せております。68ページには、給料及び職員手当の増減額の明細、中段から70ページにかけては、給料及び職員手当の状況を載せておりますので御覧いただき、説明は省略させていただきます。

給与費明細書の説明は以上とさせていただきます、次に事項別明細書の説明に移ります。恐れ入りますが、前に戻り22ページをお開きいただきたいと思います。

22ページ、歳入につきましては、歳出の財源内訳の中で説明させていただきますので、3の歳出から進めさせていただきます。なお、本補正予算では各款において人件費の調整を行っておりますが、その説明は割愛させていただきます、それ以外の主なものについて、説明させていただきます。

まず、1款の議会費は、人件費の調整でございます。

2款総務費の一般管理費では、人件費のほか次の24・25ページで行政系ネットワークの更新が次年度からとなったことによる本年度事業費の減額と、宝くじ助成で不採択となったコミュニティ補助金の減額等を計上しております。特定財源の減は、コミュニティ補助金の減でございます。

次の財産管理費へは、指定管理者選定委員会報酬の追加と旧法務局の改修経費及び庁舎喫煙所の設置に係る経費を計上しています。

次の企画費では、実績見込による地域おこし協力隊関連経費と定額タクシーのシステム導入経費の減額のほか、地域活性化起業人制度を活用しイタリア野菜の販路拡大等を推進するための経費、そして空き家改修補助金の追加分を計上しております。特定財源は、定額タクシーシステムの導入に係るデジタル田園都市国家構想交付金の歳出減に合わせた減と、空き家改修補助金に係る県補助金の増額の合計を計上しています。

次の公聴広報費から26・27ページの13駅前広場管理費までは、事務的経費や施設管理に係る経費の追加を計上しております。

次の合併70周年記念事業費では、記念事業のうち巡回ラジオ体操事業について、事業完了後の不用経費の減額と財源として県補助金を計上することに伴う基金繰入金の減額調整等を計上しております。

防災対策事業費では、道路防災に係る委託費の追加と浸水対策に係る工事費の減額を計上し、特定財源として防災対策事業債を充当しています。次の2項徴税费及び28・29ページにかけての3項戸籍住民基本台帳費は、人件費の調整及び事務費の実績見込による調整でございます。

続いて、3款民生費、社会福祉総務費では、次の30・31ページで実績見込による事業費の調整と国民

健康保険会計への繰出金について、額の確定に伴う調整、そして福祉タクシー助成金の追加を計上いたしております。特定財源の減は、中核機関業務委託料に係る県補助金の減及び国保会計への繰出金に対する国県補助金の減の合計でございます。

次の老人福祉費では、シルバー人材センター補助金と矢掛荘を対象とした介護施設等整備事業補助金の追加、そして介護保険会計及び介護老人保健施設会計への繰出金の調整を計上いたしております。特定財源は、矢掛荘への補助金に係る県補助金の増と、介護保険会計への繰出金に対する国県補助金の減の合計額を計上しております。

次の後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合への負担金の調整、次の老人福祉センター管理費は、人件費の調整でございます。

次に、障害者福祉費では、制度改正対応のシステム改修費と実績見込による委託料等の追加及び32・33ページで自立支援給付費等の前年度実績に伴う返還金を計上しております。

次のひとり親家庭等医療費では、医療費給付金の追加を計上し、特定財源として県補助金を充当しております。

次の国民年金費は、人件費の調整でございます。

次の救護施設費では、34・35ページにかけまして、人件費及び実績見込による運営費の調整をいたしております。また特定財源で、寮生が減少したことに伴う負担金の減額を計上しております。

次のふれあい会館費は、実績見込による人件費及び事業費の調整を計上し、併せて特定財源である県補助金も調整をしております。

次の3款民生費、児童福祉総務費では、36・37ページにかけまして、人件費の調整と放課後児童クラブへの委託料の追加を計上しております。特定財源は、放課後児童クラブの委託料に充当する国県補助金です。

次の児童福祉施設費では、38・39ページにかけまして、人件費及び保育人数に応じた消耗品費や給食材料費などの調整のほか、私立保育園の広域利用に掛かる委託料の追加等を計上しています。特定財源は、広域保育委託料に係る国県補助金でございます。

次の児童福祉施設建設費では、認定こども園増築に係るネットワーク環境整備費用及び新たに必要となる備品等の経費を計上しております。

次の子育て支援センター管理費は、人件費の調整、その次の児童措置費は、国の制度改正に伴う児童手当の追加を計上し、財源として国県支出金を充当しております。

次の障害児福祉費及び低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費では、いずれも前年度実績に基づく国等への返還金を計上しております。

続いて、40ページ・41ページをお開きください。4款衛生費の保健衛生総務費では、今年度の交付税措置に合わせ、病院事業及び水道事業への繰出金の調整を計上しております。

次の健康増進費は、人件費と実績見込による事務的経費の調整でございます。特定財源は、高齢者保健・介護予防一体的実施事業に係る後期高齢者医療広域連合からの受託料でございます。

次の環境衛生費では、墓地使用料の返還金を、その次の健康管理センター管理費は、42・43ページにかけまして、人件費の調整及び保健センターへの改修に係るネットワーク環境整備経費の追加等を計上しております。特定財源は、ネットワーク環境整備に係る健康管理センター管理事業債でございます。

次の母子保健費では、前年度実績に基づく国庫補助金の返還金を、次の出産・子育て包括支援事業費

では、人件費のほか前年度実績に基づく国庫補助金の返還金を計上しております。

次の2項清掃費のじん芥処理費では、人件費のほか通知に基づく井原地区清掃施設組合への負担金と生ゴミ処理機購入補助金の追加を計上しております。

続いて、44ページ・45ページをお開きください。5款農林水産業費の農業委員会費と農業総務費は、人件費の調整です。

次の農業振興費では、人件費のほか矢神毎戸営農組合への園芸総合対策事業補助金を計上しております。特定財源は、園芸総合対策事業補助金に充当する県補助金でございます。

次のダム管理費は、46・47ページにかけて人件費の調整を、次の農村環境改善センター管理費では、ホールで使用するワイヤレスマイク等の購入費を計上しております。

次のかんがい排水費では、事業に係る経費の調整とかんがい排水工事補助金の追加、ため池ハザードマップ作成の委託料の追加を計上しております。特定財源は、ため池ハザードマップ作成に係る国庫補助金でございます。

次の農道維持費では、農道維持に係る修繕料の追加を計上しております。

次の林業総務費は、人件費の調整、次の林業振興費は、鳥獣被害対策実施隊員の増に伴う報酬の追加を、林道維持費では、修繕料の追加をそれぞれ計上しています。

続いて、48ページ・49ページをお開きください。次の林道改良費では、事業実施に必要となる旅費を計上しております。

続いて、6款商工費の商工総務費では人件費の調整を、商工振興費では企業立地促進奨励金の不用額の減額を計上しております。

次の観光費では、イベント出店に係る経費及び本陣会館2階のエアコンや公用車等に係る修繕料を計上しております。特定財源は、公用車修繕に充当する共済金でございます。

次の7款土木費の土木総務費は、50・51ページにかけて人件費の調整でございます。

次の建築行政費では、木造住宅耐震改修事業補助金の不用額の減額と定住促進助成金の追加を計上しております。特定財源は、木造住宅耐震改修事業補助金に充当していた国庫補助金の減額でございます。次の2項、道路橋りょう費の道路維持費では、道路維持に係る修繕料等の経費の追加を計上しております。

次の道路新設改良費では、単町の道路改良に係る委託費の追加と狭あい道路整備等促進事業に係る事業費の組換え等を計上し、併せて狭あい道路整備等促進事業に係る国庫補助金や地方債の充当を調整をしています。

続いて、52ページ・53ページをお開きください。次の河川維持費では、排水ポンプに係る光熱水費の追加を、次のかわまちづくり事業費では、上下水道事業への負担金等を計上し特定財源として過疎対策事業債を充当しております。

次の4項都市計画費の公共下水道費では、下水道事業への繰出金の調整を、公園費では、アクアパークの噴水ポンプ修繕に係る経費を計上しております。

次の5項住宅費は、人件費の調整を計上し、財源として住宅使用料を充当しております。

続いて、54・55ページをお開きください。次の8款消防費では、通知に基づく井原地区消防組合への負担金の追加を計上しております。

次の9款教育費の事務局費は、人件費の調整と矢掛高校魅力化補助金から矢掛駅の命名権料への組替

えを計上しております。

次の2項の小学校費では、教員の健康診断負担金の追加と教育支援員の報酬の調整、次の56・57ページでは、特別支援教育就学奨励費の追加を計上しております。特定財源は、就学奨励費に係る国庫補助金でございます。

次の3項中学校費は、人件費の調整と就学援助費の実績見込による追加を計上しております。

次の5項社会教育費、社会教育総務費は、人件費及び事業費の調整、伝建保存事業補助金の不用額の減額を計上しております。特定財源の減は、伝建保存事業補助金に充当していた国庫補助金でございます。

次の公民館費では、修繕料の追加を、その次の美術館費は、58・59ページにかけて人件費の調整を、その次の矢掛会館費では、光熱水費の追加を、江尻記念館管理費では、クラブ室のエアコン修繕に係る経費を計上しております。

次の文化センター費は、人件費の調整のほか修繕料と舞台運営に係る委託料及び予約システム利用料の追加を計上しております。

次の保健体育総務費では、スポーツ推進委員報酬及び研修費用の追加とアスリート育成強化補助金を計上しており、補助金の特定財源として寄附金を充当しております。

次の体育施設管理費では、60・61ページにかけて、施設管理経費の調整を計上しております。

次の海洋センター費は、人件費の調整のほか、光熱水費等の管理経費の不足見込額とフィットネスルーム新設に伴う備品購入費等を計上しております。

次の共同調理場管理費は、人件費の調整でございます。

続いて、62・63ページをお開きください。10款災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費では、浅海地区の山手井堰の復旧工事費の追加と江良地区山ノ神池の災害復旧に係る委託料及び工事費を計上し、特定財源として県補助金、災害復旧事業債、地元負担金を充当しております。

11款公債費では、償還元金及び利子について利率見直しなどに伴う調整を計上し、特定財源として過疎対策事業債と辺地対策事業債の償還に充当する減債基金繰入金を償還額に合わせて調整しております。

次の12款諸支出金、基金費では、住宅等整備基金費において、住宅管理経費の増額により基金積立金の財源が減少するため積立金の減額を、ふるさと応援基金費において事業充当分の減に対応した積立金の増額をそれぞれ計上しております。

最後に、64・65ページで予備費としまして26万2,000円で調整をいたしております。

以上で、事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君） 議案第81号、令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、補正後の総額を16億5,100万円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書で説明させていただきますので、12ページをお開きください。

歳出でございます。1款の1項の総務管理費は203万1,000円の増で、人件費の調整と委託料の特別調整交付金申請支援業務委託料は、特別調整交付金の申請に必要な医療費分析資料の作成委託料でございます。次に、4項の特別対策事業費は97万2,000円の減で、人件費の調整でございます。

14 ページをお開きください。2 款 2 項の高額療養費が 1,000 万円の増で、入院医療費の増加に伴いまして当初の予想を上回る給付額となる見込みのため高額療養費を増額するものでございます。

3 款の国民健康保険事業納付金は、1 項の医療給付費分、2 項の後期高齢者支援金分、3 項の介護納付金分ともに財源更正のみで補正額はございません。

16 ページをお開きください。6 款 1 項の保健事業費は 34 万 1,000 円の減で、実績に伴う事務費の調整でございます。同じく 3 項の健康管理センター事業費は 8,000 円の減で、人件費の調整でございます。

7 款の基金積立金は 3 万円の増で、支払準備基金の運用利息の金利上昇に伴うものでございます。支払準備基金の運用利息は、国保特別会計歳入歳出予算に計上してから基金に繰り入れることとなっております。

次に、9 款の諸支出金の 2 項の繰出金ですが、目の 2 直営診療施設勘定繰出金は 3 万円の増で、矢掛病院で行う国保保健事業——相談事業の実績見込みに伴うものでございます。

18 ページをお開きください。最後に、予備費 23 万円で調整しております。

次に、歳入でございますが、8 ページにお戻りください。6 款の県支出金は 752 万 4,000 円の増で、実績見込みに伴うものでございます。

8 款の財産収入は 3 万円の増で、先ほど歳出の説明でも申し上げましたが、支払準備基金の運用利息の金利上昇に伴うものでございます。支払準備基金の運用利息は、国保特別会計歳入歳出予算に計上してから基金に繰り入れることとなっております。

10 款の繰入金の 1 項他会計繰入金は、目の 1 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金のほか人件費の調整に伴う職員給与費等繰入金など、合計が、次の 10 ページを御覧ください、合計が 9 万 8,000 円の減でございます。次の 2 項基金繰入金は 738 万円の減で、県支出金や繰越金の補正に伴いまして準備基金からの繰入金を調整するものでございます。

11 款の繰越金は、1,092 万 4,000 円の増で令和 5 年度決算に伴うものでございます。

20 ページ以降の給与費明細書につきましては一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡 崇君） 議案第 82 号、令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 4,900 万円を減額し、補正後の総額を 21 億 200 万円とさせていただくものでございます。また、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ 2,000 万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。まず、保険事業勘定の歳出から御説明いたしますので、14 ページをお開きください。1 款総務費、1 項総務管理費につきましては、169 万 9,000 円の増額でございます。人件費の調整でございます。次に、3 項介護認定審査会費 10 万 1,000 円の増額で審査会資料のペーパーレス化に伴うタブレット端末のアクセサリー購入に伴う消耗品費の増額でございます。次に、4 項趣旨普及費 27 万 1,000 円の減額でパンフレット作成部数減少に伴う印刷製本費の減額です。

一枚おめくりいただきまして、2 款の保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費から 18 ペ

ージの6項特定入所者介護サービス等費まで、実績見込みに伴う増減で4,500万円の減額でございます。

次に、5款の地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、実績見込みに伴う300万円の増額でございます。3項包括的支援事業・任意事業費は、主に人件費の調整で916万円の減額でございます。

一枚おめくりいただきまして、次に、6款基金積立金は、支払準備基金積立金を2万5,000円追加しております。

最後に、9款の予備費60万6,000円を追加し、調整しております。

次に、歳入でございますが、8ページにお戻りください。4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金、一枚おめくりいただきまして、8款繰入金につきましては、それぞれ給付費等の負担割合に基づき変更するもの及び実績見込みによるものでございます。

7款の財産収入は、介護保険支払準備基金利子として2万5,000円追加しています。

一枚おめくりいただきまして、最後に9款の繰越金、前年度繰越金213万9,000円で調整しております。

次に、サービス事業勘定でございますが、34ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。2款サービス事業費110万9,000円の増額で、介護予防支援事業所職員の人件費の調整でございます。次に、8款諸支出金10万9,000円の減額で、サービス収入の減少に伴う保険事業勘定への繰出金です。

次に、歳入につきまして、32ページへお戻りください。1款サービス収入、実績見込みにより10万9,000円の減額でございます。次に、8款繰入金110万9,000円の増額で介護予防支援事業所職員の人件費増により保険事業勘定繰入金を増額しております。

なお、22ページから27ページまでと36ページ、37ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 病院事務長。

○病院事務長（坪田芳隆君） それでは、議案第83号、令和6年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

第2条の業務の予定量でございますが、電子処方箋対応の電算システム改修事業につきまして、当初予算では収益的収支に計上していたところ、補助金の財源として起債が充当できることから資本的収支に組み替えるための補正でございます。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入は先ほどの改修事業に係る補助金の組替えや繰入金の変更など、また、特別利益にあたる退職給付引当金の調整を計上したことで合わせて1,700万円の増とし、全体で17億9,100万円としております。支出は給与費、経費等の見込額の調整を行い、同じく1,700万円増の17億9,100万円を計上しております。その結果、特別利益を含めた収支差引0円の収支均衡予算となっております。

次に、第3条の資本的収入及び支出でございますが、先ほどの電算システム改修事業に係る組替えに伴うもので、収入、支出ともに450万円の増を計上いたしております。

次の第5条では、起債の目的や限度額などを定めた内容につき、先ほどの増額に伴う変更を行っております。

一枚おめくりをいただきまして、次の第6条では、議会の議決を経なければ流用できない経費として

定めている給与費を1,390万円増の11億7,210万円としております。

続きまして、3 ページの実施計画書で説明いたします。収益的収入では、医業外収益で、電算システム改修事業に係る補助金の組替えや一般会計からの繰入基準に基づく繰入金の減額などについて調整いたしました。特別利益については、退職給付引当金の戻入益の実績見込みにより1,910万円の増としております。

収益的支出では、医業費用のうち、給与費は人事異動や人事院勧告に基づく制度改正など当初予算からの変更点と諸手当の実績見込みを精査する中で1,390万円の増とし、また経費につきましては、夏の残暑が例年以上に長期化したことに伴う燃料費の増など実績見込みを調整し、合わせて1,680万円の増としております。医業外費用は、企業債の利息につき実績見込みの調整により20万円の増としております。

次の資本的収支ですが、収入は、電算システム改修事業に係る組替えとして企業債を250万円、補助金を200万円の合わせて450万円を増とし、支出は、事業費として450万円の増を計上しております。

4 ページ以降の給与費明細書ですが、一般会計に準じて作成しておりますので説明は省略させていただきます。また、12 ページ以降の補正予算説明書も説明が重複いたしますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上で、病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君） それでは、議案第84号、令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、収入を200万円減額し補正後予算額を3億2,400万円、支出を1,300万円増額し補正後予算額を3億3,900万円とし、収支差引1,500万円の赤字を計上する予算編成となっております。

続きまして、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を830万円増額し2億2,509万円とするものでございます。

一枚おめくりいただきまして、2 ページを御覧ください。補正予算の実施計画書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入では、運営事業外収益のうち補助金に物価高騰支援補助金として60万円を増額しております。次の特別利益では、退職給付引当金の戻入益を、実績見込みにより260万円減額し補正後予算額は収益的収入全体で3億2,400万円でございます。

続きまして支出でございますが、運営事業費用で、給与費として職員の異動や制度改正に伴う給料や諸手当の実績見込みによる精査などから830万円の増額を見込んでおります。また、経費では、光熱水費や燃料費、修繕費、清掃等に係る委託料を事業費精査により405万円増額し、減価償却費は前年度実績により23万円の増額で調整しております。運営事業外費用では、利率見直しによる企業債利息の増額などを見込み、補正後予算額は施設事業費用全体で3億3,900万円といたしております。

3 ページからの給与費明細書は一般会計に準じて作成しております。また、11 ページからは補正予算説明書を添付しております。御覧いただきまして説明のほうは省略させていただきます。

以上で、議案第84号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） それでは、議案第85号、令和6年度矢掛町水道事業会計補正予算（第

1号)について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。まず、第2条の業務の予定量でございます。建設改良計画で、配水設備費につきまして42万4,000円を増額し1億7,642万4,000円とするものでございます。次に、第3条、収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益を300万円増額し3億2,100万円とし、水道事業費用を2,700万円増額し4億円とするものでございます。次に、第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入、資本的支出いずれも総額での補正額はございませんが、工事負担金及び補助金、また、建設改良費及び企業債償還金の間でそれぞれ予算の組替えを行っております。詳細につきましては、後ほど、予算実施計画書で御説明いたします。続きまして、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費を452万円増額し、4,604万7,000円とするものでございます。

一枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。補正予算(第1号)実施計画書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして、営業収益では、その他営業収益を206万3,000円増額し、補正後の営業収益総額を2億3,538万2,000円に、営業外収益では、受取利息及び配当金を20万円増額、他会計負担金を8万円減額、長期前受金戻入を81万7,000円増額し、補正後の営業外収益総額を8,561万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、その他営業収益では消火栓修理に係る一般会計からの負担金の増額など、受取利息及び配当金では預金利息の増額、他会計負担金では児童手当の一般会計負担分の減額、長期前受金戻入では前年度実績確定によります増額でございます。

次に、支出でございますが、営業費用を2,656万円増額し3億8,739万2,000円とし、営業外費用を104万円増額し1,260万8,000円に、予備費60万円を減額するものでございます。

営業費用の内容といたしましては、原水及び浄水費では実績見込みによる動力費、薬品費の増額及び修繕費の減額により99万9,000円の増額を、配水及び給水費では人件費の調整及び修繕費の減額などにより394万2,000円の減額、また、総係費では人件費の調整など385万4,000円の増額を、減価償却費では前年度実績確定に伴います3,964万9,000円の増額を、資産減耗費は実績見込みによります1,400万円の減額でございます。営業外費用の内容といたしましては、起債金利の見直しに伴います支払利息の増額124万円及び過年度分漏水減免額の実績見込みによります雑支出の減額20万円でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入では、加入負担金及び国庫補助金の実績見込みによります各項の間での予算の組替えでございます。

資本的支出につきましても予算の組替えでございまして、建設改良費では、配水設備費で職員給与費の調整を、企業債償還金では起債金利見直しによります元金償還金の減額を行うものでございます。

続く4ページからは給与費明細書を、また、12ページからは令和6年度矢掛町水道事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案第86号、令和6年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

まず、第2条の業務の予定量でございます。建設改良計画で、管渠建設費を1,158万7,000円減額し6,855万3,000円に、処理場建設費を2,575万8,000円減額し1億3,377万3,000円とするものでございます。

次に、第3条の収益的支出でございます。下水道事業費用総額での補正額はございませんが、営業費用と営業外費用の間で予算の組替えを行うものでございます。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を3,500万円減額し4億9,300万円に、資本的支出を3,800万円減額し7億8,400万円とするもので、資本的収支不足額を2億9,400万円から2億9,100万円に減少させるものでございます。

一ページおめくりいただき、2ページでございます。第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を119万5,000円増額し3,800万6,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。補正予算(第1号)実施計画書でございます。まず、収益的支出でございます。営業費用では110万円を減額し、補正後の営業費用総額を7億3,010万円としております。

内訳といたしましては、管渠費では電気料金の実績見込みによる動力費の増額、処理場費では施設管理委託料などの減額及び薬品費の増額、総係費では職員給与費の増額でございます。

また、営業外費用では110万円の増額で、起債金利の見直しに伴う企業債利息の増額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入では補助事業費の実績見込みによる企業債の減額1,110万円、児童手当の増に伴う一般会計出資金の増額6万4,000円、区域外流入分担金の実績見込みによる負担金の減額17万1,000円及び補助事業費の実績見込みによる補助金の減額2,379万3,000円でございます。

資本的支出につきましては、建設改良費は3,734万5,000円の減額でございます。内訳といたしましては、管渠建設費及び処理場建設費では人件費の調整と補助事業費の減額を、ポンプ場建設費では事業費調整の為、委託料と工事費の間で予算の組替えをそれぞれ行っております。また、企業債償還金は、起債利率の見直しによる65万5,000円の減額でございます。

4ページからは給与費明細書を、10ページからは補正予算実施計画書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日4日の午前9時30分から再開したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日4日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前11時53分 散会